

◎農地中間管理事業に対する評価

項目	評価・意見等
<p>○貸借の実績について</p>	<p>○令和5年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業の令和5年度の実績は、借受面積が627ha（計画比125%）、貸付面積は640ha（計画比121%）で、計画目標を上回った。 <p>○累積実績（R6年3月まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度の制度開始からの累積実績は、借受ベースで6,783ha、貸付ベースで7,067ha、ストック面積は5,890haと着実に増加している。 ・新規集積面積は、平坦地域は担い手にほぼ集積されていることから、他県と比べると平成26年度の事業開始からの累計で298haと少ない。 ・市町別では、白石町（308ha）や佐賀市（81ha）などで多く、市町によって活用実績の差がある。白石町と佐賀市では、JAが実施していた農地利用集積円滑化事業からの移行に伴い活用が増加している。 ・経営体別では、これまでの累計貸付実績でみると集落営農法人が61%、個別農業経営体が39%で、県内の集落営農法人90法人のうち75%の67法人が農地中間管理事業を活用しており、本県では集落営農法人が農地の受け皿の主体となっている点が特徴であるが、R4年度以降集落営農法人の事業活用はひと段落しつつあり、JAが実施していた農地利用集積円滑化事業からの移行に伴い、個別農業経営体への貸借割合が増加し、R5年度では約80%と多くを占めるようになってきており、ここ数年はこの傾向が続くものと考えられている。 <p>○特徴的な取組（農地の中間保有）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAを中心としたトレーニングファームによる新規就農者等の育成や担い手の規模拡大等の取組を推進するため、県・市町等の農業施策と連携し、機構が優良農地を事前に確保し、中間保有した後就農のタイミングにあわせて耕作者へ貸付を行っている。 ・令和5年度では新たに白石町の園芸団地農地（0.6ha）の中間保有に取り組んでおり、市町関係機関から機構の中間保有の機能が期待されている。 ・令和3年度より中間保有していた嬉野市の園芸団地農地（5.1ha）のうち1.8haをR3～R4にトマトのトレーニングファーム修了生の3名に貸付けており、R5は約1haの農地をきゅうりのトレーニングファーム修了生1名に貸付されている。

<p>○推進方策</p> <p>①事業の推進状況</p> <p>②市町等との連携</p> <p>③その他</p>	<p>また、令和4年度より中間保有していた武雄市の園芸団地農地（西梅野1.1ha）はきゅうりのトレーニングファーム修了生2名へ貸付を行ない、同じく武雄市園芸団地農地（朝日2.6ha）のうち0.5haをきゅうりのトレーニングファーム修了生1名へ貸付を行っており、今後も園芸団地拡大に伴う担い手の確保・育成に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業を活用した認定新規就農者への貸付も毎年増加傾向にあり、定着しつつある。 <p>○特徴的な取組（農地整備事業と連携した推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地耕作条件改善事業は、農地中間管理機構との連携を行うことが当該事業の採択要件となっており、市町・土地改良区・JA等の関係機関と協議を実施し、農地集積が進みつつある。 ・機構関連農地整備事業についても市町等の関係機関と連携した事業の推進や担い手への農地集積・集約の推進に取り組んでおり集積・集約につながっている。 <p>○農地中間管理事業の手続き・業務の円滑な推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画策定に向けて、また地域計画策定後の貸借が中間管理事業に一本化することについて、県・農業会議・JA等と連携した取り組みができています。 ・農地利用集積円滑化事業からの移行は、JA・市町等関係機関と連携して円滑な移行を実施しており、令和5年度は599haの切替えのうち約4割に当たる231haを移行した。 <p>このうち円滑化事業実績の約半数を占める白石地区では、JAと町、農業公社3者が連携して、定例日を設けて手続きを進めていることもあって、R5年度は白石町では約7割に当たる約158haが移行しており、円滑に手続きを進めることができている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町において、農地中間管理事業の活用が濃淡が出ているようであるが、積極的に活用している地域を中心に波及させていく。 <p>○業務体制の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落での課題や地域でのコミュニケーションづくりが必要であることから、地域駐在員や事業推進員の役割は大きくなっている。 ・農地中間管理事業で活用するタブレットについては、令和5年度は活用できない状況であることは理解できるが、令和6年度以降のタブレットなどのツールの活用方法を検討しながら、利用権設定につなげてほしい。 ・農地管理支援システムの運用管理を行う職員を雇用するなど業務効率化のための推進体制の強化及び事業推進員との連携が図られている。
--	--

- ・令和5年度に新たに正職員1名を採用することで、継続的・安定的な公社運営を目指して公社組織の体制強化が図られている。
- ・他県の優良事例などを参考にして、業務の効率化を図るとともに効果的な事業を推進できるように業務を構築させていくとともに、外部委託可能な事務の委託や不要な事務等の見直しや廃止等により業務のスリム化に努めてほしい。

○今後の課題と取組

○平坦地域・中山間地域における課題と対応

- ・佐賀県の令和6年3月末現在暫定値での担い手への農地集積率は70.9%(全国は算定中)となっており、前年の70.1%から0.8%増となっている。市町別に集積率の分布をみると、80%以上が8市町、60～80%未満が5市町、40～60%未満が4市町、40%未満が3市町で、市町間の格差が大きい。
- ・平坦地域においては、既に担い手に集積されていることから、更なる低コスト化・効率化を進めるため、今後は農地の利用権の交換等による農地の集約促進など集積の質を上げていくことが重要である。
- ・中山間地域においては、圃場が狭小で未整備な農地が多く担い手も少ないことなどから、「中山間地域農業農村プロジェクト」「中山間地域直接支払制度」などの施策を取り組みながら、関係機関と連携し集落営農組織など担い手の確保育成に努めるとともに、地域の実情に応じてゾーニングの推進を行い、地域での機運が高まってくれば、基盤整備事業の実施による農地の利用集積・集約を進めることなどが必要である。

○法改正に係る課題と対応

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部改正が施行されたことから、市町・農業委員会において、10年後の地域農業が目指すべき地域の農地利用を示した「目標地図」の作成を行ない、目標地図に基づいて地域の話合いにより「地域計画」を令和7年3月までに策定するようになっている。地域計画策定後は、これに基づき、機構の「農用地利用集積等促進計画」によって農地の貸借が行われることになるため、農地の貸借については、農業委員会で行われていた貸借が農地中間管理事業に一本化される。このようなことから、これまで以上に市町・農業委員会等関係機関との役割分担や連携による適切な対応に努めることが重要になると思われるため、引き続き連携強化に努めてほしい。あわせて、機構の業務量の増加に対応した組織体制強化等についても検討をしていく必要があると思われる。

また、貸借に伴う手数料徴収については、利用者への周知・啓発を徹底的に行ない、理解を得てほしい。